

○アーケードの設置基準制定に伴う取締りについて（概要）

（昭和30年交内訓第10号）

この内訓は、公共歩廊及びこれに類する公益上必要な建築物（以下「アーケード」という。）の設置の申請があった場合、防火、交通、衛生上の必要から連絡協議会を開催するとともに、アーケードの設置基準を定めるものである。

主な内容として、

- 基準設置の趣旨
- 連絡協議会
- アーケード設置基準

などの項目からなっている。